

壁土に一枚の

わが父は死刑囚

平沢貞通

平沢武彦



絵があつて

徳間書店

壁に一枚の

わが父は死刑囚・
平沢貞通

平沢武彦



絵があつて

徳間書店

平沢武彦（ひらさわ・たけひこ）

昭和34年1月20日、東京阿佐谷に、森川哲郎
澄子の長男として生まれる。

昭和56年1月29日、平沢貞通の養子として入
籍。

現在「平沢貞通氏を救う会」事務局長代行。

壁に一枚の絵があつて

——わが父は死刑囚・平沢貞通

初刷 一九八五年六月三十日

著者 平沢 武彦

発行人 荒井 修

発行所 ㈱徳間書店

東京都港区新橋四一〇 丁 105

電話 〇三―四三三―六三三二

振替 東京四―四四三九二

印刷所 長苗印刷 ㈱

製本所 大口製本

編集担当 呉地和夫

落丁・乱丁はお取りかえします

〔検印廃止〕

壁に一枚の絵があつて

この書を、今は亡き父、森川哲郎と母澄子、
そして正義を信じてやまぬ平沢貞通にささぐ。

プロローグ——昭和六十年四月三十日午前十時三十分

ベルが鳴った

さわやかな朝だった。近くの街路樹は新緑の薫りをただよわせ、通る人の心を洗うかのように揺れていた。

突然、平沢の絵がかかっている森川の家の玄関の電話が鳴った。

四月三十日の午前十時半を少し回った頃だったと思う。

いつになく、けたたましいベルの音。

取材の申し込みかと思い、そおと電話を手にとると、受話器の奥から、落着きはらった中年男の声をする。

「私は仙台拘置所の所長ですが、平沢武彦さんですか」

「はい、そうです」

「実はね……」

電話の主はていねいに切りだした。

しかし、次の言葉が出るまで、一〜二秒の間^{*}があったらうか。

もしかして、平沢は死んだのか！

とっさにこのことが私の脳裏をよぎった。

拘留所から在監囚人の家族に電話が入ることは減多にない。ほとんど、在監者が健康を悪化させたり、その死を伝える場合にかぎられている。

平沢にしても例外でない。過去に一度も電話が入ったことはなかった。ましてや平沢は九十三歳という高齢である。いつ何時、何が起きても不思議ではないのだ。私がそう思ったのも、そうした意識からだった。

わずか一〜二秒の瞬間ではあったが、その思いは瞬時に、時間と空間を超えて広がった。けっして大袈裟に言うつもりはないが、老いたる平沢の無念の涙、そして平沢の冤罪を晴らさんがため立ち上がった、今は亡き山田弁護士や森川はじめ支援者たちの顔が、浮かんで消えていった。

しかし、次の瞬間、私の思いは消えさった。

「……平沢を昨日の早朝五時、仙台拘留所から東京の八王子医療刑務所に移送しました」

朗報ではないか！

ふっとわれに返ると、私は無意識にも胸に手をあて、なでおろしていた。

平沢にとっては昭和三十七年の仙台移送から、二十三年ぶりの東京である。

翌五月一日、私と遠藤弁護士は八王子の平沢に面会した。高齢のため、移送の疲れはあったが、しかしその表情はどこか、いままでの平沢とは違っていた。

死刑の恐怖におびえた仙台時代の重苦しい暗雲が晴れたかのような、さわやかな顔だった。こうして平沢の東京での獄窓生活が改めて始まった。

盛り上がる世論

この日を期して、新たな攻防の幕が切って落とされた。

私の身辺も、これまでとは違う、あわただしい日々が続いた。

まず、マスコミが殺到した。新聞、雑誌、テレビなど、私だけでも二十数社から取材をうけた。平沢と「帝銀事件」をあつかった映画二本がテレビで再上映され、「イレブンPM」「三時のあな」はこの事件をとり上げ、私も出演した。

報道機関のあつかい方はおおむね、この事件の疑問点を指摘し、平沢に同情的なものだったが、なかには、「私は平沢に毒薬を売った」というアヤシゲな人物を登場させたテレビ番組もあった。

姿勢はともあれ、こうした報道によつて初めて「帝銀事件」そのものの存在を知った「戦無派」もあり、事件発生三十八年目にして、新たな注視を浴びることになった。

世論はかつてない高まりを見た。

「平沢氏を救う会」、そして私宛ての投書も相次いだ。

「平沢さんの絵を見ました。なんと澄んだ絵でしょう。がんばって下さいね。武彦さんと救う会の皆さんへ」

というものから、

「私は高一です（女生徒）。平和な日本では考えられません。武彦さんは本を書かれているとか、是非読みたいと思っています……」

という内容のものもあり、年齢、性別を越えていた。

しかし、激励の便りだけではない。こうした事件につきものの、心ない人からの強迫めいたものも事実あった。

赤ペンで書かれた手紙には、「この野郎！ まだ生きていたのか」「武彦、おまえに天誅を加えてやる」という内容から、有言無言の電話も一時殺到し、森川亡き今、母を四六時中、一人にしていることの危険を感じ、それなりの対応もした。

一方、無実を訴えつづけている平沢に、再審の道さえも開かず、ただただ獄死を待つかのような法務省が、異例のマスコミ対策をやったという情報も私のところに入った。何のためのマスコミ対策か、予期せぬ世論の盛り上がりにあわてた当局の焦りを見た思いである。

・五月一日 八王子で平沢と面会。四月二十五日の独房接見いらい。遠藤弁護士と私、移送の疲れを心配していたが、平沢の気力に改めて驚く。その表情、いつになく晴れていた。

・五月三日 平沢受け入れの家確保。広さ三DK、月八万六千円の賃貸マンション。近くに病院、緑多し、平沢の住居に最適。いよいよ七日は死刑確定から満三十年。

・五月九日 この日審尋される。藤田耕三裁判官、法務省代理人五名、平沢側遠藤誠弁護士と私が、午前十時半に入所。法廷と同様の形式で行う。私は審尋の場所に入れず、室外で待つ。平沢

は裁判官の問いを聞き違える一幕もあったという。『私と真犯人の指紋が違います』。時効釈放もさることながら、無実の叫びがそうさせたのだろう。

・五月十四日 私と母面会。平沢受け入れの家報告。

『白いタビも揃えますが、文数はいくつですか？』

『小さいのは困るが、大きいのはいくらでもいいですよ』

ユーモラスな平沢の一面なお健在なり。

母と談笑する。が、別れ際、透しプラスチックの隔壁に手を押しあてる。母も同調。母には『出たい』という平沢の意思の表れに映ったという。

『釈放されたら、また富士の絵を描きたいですね』

東京移送は、弁護団の「刑の時効完成」による釈放請求を受けてのものであった。

刑法第三十二条には「時効完成の期間」を規定しており、「死刑の時効は刑の言い渡し確定後、三十年の期間内に執行を受けざるにより完成す」としている。

この法解釈をめぐる時効論議が高まったのは周知のとおりだが、弁護団は死刑囚平沢にもこの規定が適用されるとして四月五日、「五月七日に釈放せよ」という人身保護請求を東京地裁に行ったのである。

しかし、法務省側は、「刑の時効は逃亡者を想定したもので、平沢のように拘置されている場合は時効は生じない」という見解を示した。

これに対し、弁護団、そして多くの法学者（釈放アピール賛同者百九十三名）は、

「それでは、逃げている者が時効の恩恵を得、連日処刑の恐怖に対峙し、三十年もの間、囚われてきた者が釈放されないのは不公平である。憲法第十四条の法の下の平等に反する。今や、社会、被害感情とも平沢の処刑を望んでないのが大多数の世論である」

として時効の妥当性を訴え続けた。

元最高裁長官の岡原昌男氏も毎日新聞の記者に答えて、「時効による釈放も考えられる」と見解を示すなど、世論は「平沢釈放か」に動いた。

五月二十九日、私は平沢に会って、釈放への希望を語り合った。

面会は、わずか十分間であったが、車イスに坐った平沢に私は、

「裁判所の決定がどのようなものになるか油断できませんが、国民の多くはお父さんの釈放を望んでいます。このまま放置（獄死）することを、だれも許しませんよ」

平沢は合掌し、涙ぐみながら、

「もう少しですね。絵も医師から禁止されていまして、当分ダメでしょう。釈放されたら、また富士の絵を描きたいですね」

平沢は、釈放への思いを切々と語った。そして、別れ際に、平沢は、透しプラスチックの壁にやせ細った手をのばして、当ててきたので、私もそれに応えるように、手をあわせた。平沢の手の温りが伝わる。

平沢は、何回となくその透しプラスチックの壁を押し続けた。

プラスチックが少し歪んだように私の目には映った。

「時効は完成しない」

「拘置は死刑執行の一環で、三十年を経過しても時効は完成しない」(五月三十日東京地裁判決)

昨二十九日、平沢を八王子にたずね激励して来たばかりだった。

私たちは、この決定が下されることをある程度予想もしていた。五月九日の審尋から約三週間に
もなるのに、裁判所の決定が遅れていたからだ。しかし、もっとも残念であったのは、棄却内容が
法務省側の主張をそのまま容認したもので、裁判所独自の判断がなされていなかったことだ。

弁護団は、ただちに最高裁へ抗告したが、この棄却はとりもなおさず、無実を訴えながら九十三
歳になった平沢に、いまだ再審の道も開かず、「獄死せよ」という宣告にすぎなかった。

「死のおどしは残酷」

「彼ら(死刑囚)は毎日毎日、きょうこそ殺されるだろうと待たねばならない。

人間の精神にとって予測のつかぬ未決定ほど嫌なものはない。まして死刑という汚辱の死を毎日
ちらつかせられて暮らすのは、もう耐えられない責め苦である。事実、死刑囚たちの過半数はノイ

ローゼにおちいり、理性をまひさせて、かろうじて恐怖からまぬがれている。

平沢の場合、それが三十年続いた。三十年間毎日死のおどしをかけられて、ついに九十三歳の老人になった。一人の人間の尊厳を傷つけるこれほどひどい残虐は、ほかにない。それはまさしく、死刑執行以上の苦痛の連続である。

平沢は一貫して無罪を主張している。刑を執行しないのなら再審をすべきなのだが、それもしないでただ半殺しのあり様で拘禁している。これからそうするという。彼の人権は何もかも無視されているのだ。(略)

私は三十年前、東京拘置所の医官をしていて彼に会ったことがある。死刑確定者にもかかわらず彼の日常は平静そのものだった。いつも微笑を絶やさず、ユーモアのある語り口で、死刑囚たちのあいだにあつて、行いすました仙人の趣があつた。仏教に帰依し、房内で絵を描き、上申書や著作を書き、活発な毎日だった。最近体が弱っているそうだが、彼の獄中での精神状態は依然として同じ様子らしい。この前の人身保護請求の審尋の問答にも、昔ながらのひょうひょうとした性格がうかがえた。それは常の凶悪犯の人当たりとは全く別のものである。

こういう人を、か弱い老人となつてまで、死で脅かして監禁しておく必要がどこにあるのだろうか」と、作家の加賀乙彦氏は棄却決定の日の夕刻、『「仙人」に死のおどしは残酷』（朝日新聞）と題した一文を寄せていたが、まさにそのとおりである。

私は棄却に憤りを覚えると同時に、釈放を心待ちする平沢にどう伝えればいいのか、案じた。

「オッ……本が出るの」

九十三歳の老人に、釈放請求の棄却を伝えるのは、あまりにも酷である。

その日（五月三十日）、私は、三ツ松事務局長代行とともに平沢に会った。

平沢は、晴れやかな顔で私たちを待っていた。白い髪もきれいに整え、うれしそうに私たちに目を向けた。

健康状態を聞くと、ゲンコツを握り、二、三度机をたたいて、

「大丈夫です」

と答えた。

私は、釈放への世論が高まっていることを伝え、三ツ松さんが棄却の旨を伝えた。

「あの裁判官は、ダメでしたよ」

平沢は、一瞬ビククリしたように、

「何がダメだったんですか」

「いや、こないだ平沢さんに会いにきた裁判官ですよ。人身保護裁判です。でもこれから最高裁に抗告します」

「そうですか……」

平沢は、とまどった様子であった。そして一瞬、肩を落とし、伏し目がちになったが、私は間髪を入れず、

「いまはまだ釈放への道の過程ですから、心配しないで下さい。お父さんは、安心してその日を待っていて下さい」

平沢の目に、うっすらと涙が浮かんできた。そして私は、この本が近々、発行されることを伝えた。

「二人の父について書きましたよ！ 平沢貞通と森川哲郎。二人の長い闘いを記録した本が近く出ますから、楽しみにしていて下さい」

平沢は、「オッ」と歓声をもらし、暗い影がさしていたその表情に、明るさが戻ってきた。

「何か皆に、伝えたいことがありますか」

「ええ、私は大丈夫です。まだまだ元気ですから。いま無実を訴える手記を書いているところです。これからもがんばります。皆様によりしくお伝え下さい」

と深く合掌した。

最後は気丈にそう述べた平沢であったが、房にもどり何を思ったのであろうか。

命あるかぎり……

棄却決定から一週間後の六月五日、私たちは法務大臣（中央更生保護審査会）宛てに、平沢の釈放要請を改めて行った。少し長くなるが、その要旨は次のようなものである。

〈平沢貞通氏釈放要請〉

平沢氏の死刑確定（昭和三十年五月七日）から、刑の執行がなされぬまま、三十年という歳月が経

過しました。

平沢氏は三十年近く自由刑に服したと同様の制裁を受け、そして、いつ死刑の執行がなされるか
しれない極限状況の下、連日拷問にもまさる精神的苦痛を受け続けてきました。

それにプラスして、このまま九十三歳を過ぎた病弱な老人をなおも拘置し続け、獄死という自然
処刑を科すというのでは、そのあまりもの非人道性を問わざるをえません。

九十三歳の平沢氏は、老衰も著しく、全身的な衰弱がすすみ、足も弱り、もはや鉛筆さえも取れ
なくなりました。そして、この四月二十九日には、八王子医療刑務所に移送されたことは周知のと
おりです。

もはや、法務当局がこのような老人に死刑の執行を行なうことはないと思われま

す。老衰とは、今後とも治癒する性質のものではなく、もはや、心神喪失に近い状態ともいえま

す。自由刑の場合は、刑訴法四八二条に、七十歳以上であるとき、または刑の執行によって著しく健
康を害するときもしくは生命を保つことのできないおそれがあるときは、任意的にその執行の停止
がなされることが規定されています。

日本では、古来の刑法はいうまでもなく、戦後行なわれた恩赦の例から見ても、七十歳以上の老
人と少年は優遇されています。

平沢氏は、その年齢をはるかにこえています。もはや、刑の執行の見込みがない今、刑の執行の
免除の人道的御配慮がなされてしかるべきと思います。

平沢氏に対する社会感情、被害感情については、和らいだところか、その釈放を望む声は、大きな世論となり、国際的にも高まっております。

被害者の方々においても、恩赦を望む声は多く、遺族の方のなかにも、「恩赦には反対ではない」という声があります。

もはや、九十三歳の平沢氏に対して、今後死刑執行をしないことが、社会的安定性をえ、そして、釈放を望むことが、国際的な合意をえているといえましょう。(略)

平沢氏の問題は、全く法の予想しえなかった事態であり、現行法では解決しえないという見解があります。

しかし恩赦は、このような現行法の不備、欠如を補うために運用されるものでなければその存在理由はありません。

また、九十三歳の平沢氏には時間がのこされておりません。とくに平沢氏は夏に弱く何度か独房で倒れたのもこの時期です。

いつ獄死するかもしれない今、恩赦の早急の審議、そして、平沢氏における特殊事情を勘案され、人道的英断から、恩赦を適用してその刑の執行を免除し、その身柄を早急に釈放されるよう、ここに要請いたします。

昭和六十年六月五日

中央更生保護審査会御中 法務大臣殿

平沢貞通氏弁護団・平沢貞通氏を救う会